

## ◇東金税務署による確定申告書作成相談会◇

日 時	会 場	対 象
2月3日(火) 10時～12時 13時30分～16時	保健文化センター 3階ホール	給与所得者の方で、平成20年中に多額の医療費を支払った場合やマイホームを住宅ローンで取得した場合など、所得税の還付を受けられる方・年金を受給されている方

## ◇税理士会による無料申告相談◇

日 時	会 場	対 象
2月6日(金) 2月9日(月) 9時30分～12時 13時～16時	2月6日 中央公民館 1階講堂  2月9日 中央公民館 1階講義室	小規模納税者の所得税および消費税、年金受給者および給与所得者の所得税の申告（譲渡所得のある方を除く）

## ◇所得税・住民税の申告相談◇

日 時	会 場	対 象
2月16日(月)～ 3月16日(月) 9時～11時 13時～16時 ※(土)・(日)を除く	中央公民館 1階講堂  農村環境改善センターいずみの里農事相談室	※次の方は、東金税務署で申告してください ・青色申告をされる方 ・譲渡所得の申告をされる方（土地、建物、ゴルフ会員権や株式などを売った場合） ・雑損控除を受けられる方 ・贈与税や消費税の申告

## 確定申告には社会保険料控除証明書の添付を

国民年金保険料は、確定申告のときに社会保険料控除として、平成20年1月から12月までに納めた本人や家族の保険料の全額が、所得税や住民税の課税対象の所得から差し引くことができます。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の添付が必要です。忘れずに添付してください。

また、老齢基礎年金等の年金

は老齢福祉年金を除き、雑所得として所得税や住民税の課税対象となりますので申告が必要です。

「老齢」と名のつかない年金（障害年金や遺族年金など）は非課税です

**控除証明書専用ダイヤル**  
☎0570(070)117  
(IP電話等からは☎03-6748-8882)  
**千葉国民年金電話センター**  
☎043(203)5600  
**住民課国保年金班**  
☎(70)0334

## 確定申告に関する問い合わせ

東金税務署（東金市東新宿1-1-12）

☎(52)3121

## 住民税申告に関する問い合わせ

税務課住民税班

☎(70)0321



## 確定申告が必要なくて住民税の申告が必要な方

平成21年1月1日現在、大網白里町に住所があり、次の事項に該当する方は、住民税の申告が必要です。  
ただし、所得税の申告をされた方は、住民税の申告は必要ありません。  
・事業（営業・農業）所得、不動産所得などのある方  
・勤務先から給与支払報告書の提出がなかった方  
・公的年金などを受給している方で、公的年金等支払報告書が提出されていない方  
・給与以外の所得が20万円以下の方  
所得がなかった方  
国民健康保険税の算出・軽減の判定、国民年金保険料の免除申請、児童手当、就学援助、町営住宅入居等が必要となりますので必ず申告書を提出してください。

## 所得税から住宅借入金等特別控除額を引ききれなかった方は

税源移譲に伴う税負担の変動が生じないよう、所得税から住宅借入金等特別控除額を引ききれなかった方は、町へ毎年度申告することにより翌年度の個人町民税・県民税額を軽減する特例措置の適用を受けることができます。  
申告期限 3月16日(月)  
申告場所 町税務課  
適用を受けるための条件

・平成11年～平成18年の間に居住の用に供していること  
・所得税の住宅借入金等特別控除を受けていること  
・所得税から控除しきれない額があること  
申告の際に持参するもの  
年末調整のみで確定申告をしていない方  
印鑑、平成20年分源泉徴収票（原本）  
居住開始年月日を確認してきてください  
所得税の確定申告をする方  
印鑑、確定申告書（控え）  
居住開始年月日を確認してきてください  
確定申告をする時に併せて個人町民税・県民税の住宅借入金等特別控除申告書を提出することもできます

## 個人町民税・県民税の寄附金控除の対象が拡充に

税制改正により、個人町民税・県民税の寄附金控除制度が拡充され、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、県と町が条例で定めたものが追加されました。  
改正内容は、平成20年1月1日以降の寄附について適用されます（寄附の翌年度の町民税・県民税から控除されます）

**従来の控除対象寄附金**  
地方公共団体、日本赤十字社千葉支部、千葉県共同募金会に対する寄附金  
**新たに控除対象となった寄附金**  
所得税の寄附金控除対象のうち、次のものに対する寄附金  
・県内に主たる事務所がある法人に対する寄附金  
・県内に学校を設置する学校法人に対する寄附金  
・県内で社会福祉事業を行う社会福祉法人に対する寄附金  
・特定公益信託（千葉県知事または千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行うものに限る）の信託財産とするための寄附金  
・県内に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人に対する寄附金

## 介護保険制度による障害者控除認定について

障害者手帳をお持ちでない方でも、手帳保持者に準じた所得税・住民税の障害者控除が受けられる場合があります。

▶対象 = 原則として、介護保険の認定を受けた65歳以上の方で、町長発行の障害者控除対象者認定（書）を受けた方

なお、該当するかどうかの確認・認定の申請等は、個人情報保護のため、窓口での対応とさせていただきます。

詳しくは、お問い合わせください。

申・問 健康介護課介護保険班 ☎(70)0335

控除を受けるために  
・所得税の寄附金控除と個人町民税・県民税の寄附金控除の両方の適用を受けるためには、所得税の申告を行う必要があります。  
・所得税の申告を行わない方は、住民税の申告を行う必要があります。

は、住民税の申告を行う必要があります。  
・申告には、寄附先の法人や団体が発行した寄附金の受領を証明する書類（領収書等）の添付が必要となります。